

所有者・管理者の皆様へ

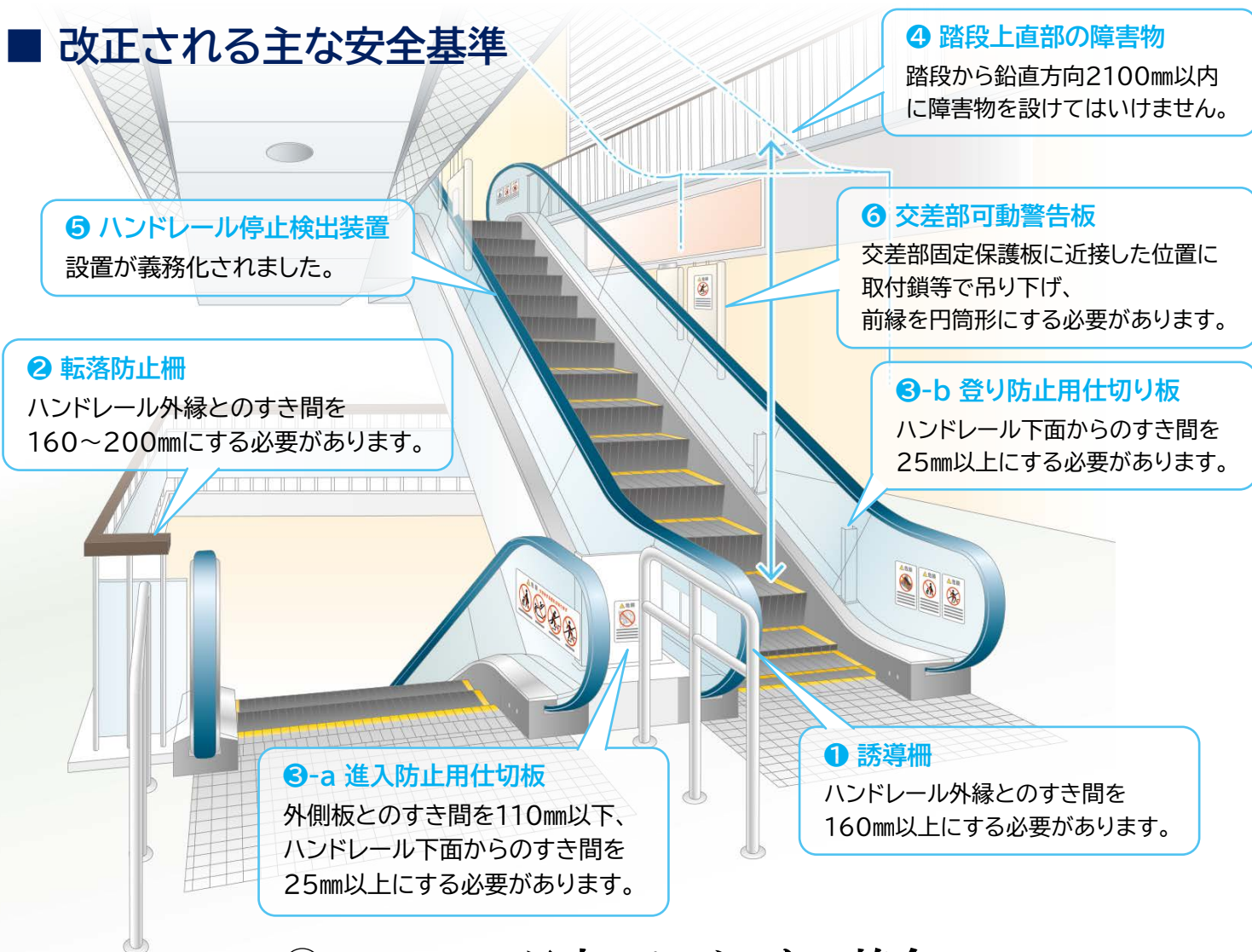
# 令和6年4月1日から エスカレーターの安全基準が変わります。

「通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示」（令和6年国土交通省告示第57号）が令和6年1月31日に公布され、令和6年4月1日から施行されます。

## ■ 改正の概要

- (1) 近年のエスカレーターの挟まれ事故への対応として、エスカレーターの周辺部に誘導柵、転落防止柵等を設置する場合の安全基準が見直しされました。
- (2) エスカレーターの転倒事故への対応として、ハンドレール停止等の異常を検出し、踏段を停止させる安全装置の設置が義務化されました。
- (3) (1)及び(2)の改正に伴い、エスカレーターの定期検査報告における判定基準等が見直しされました。また、ハンドレール駆動装置の検査項目が追加されました。

## ■ 改正される主な安全基準



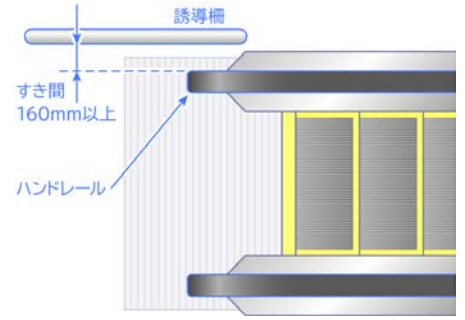
# ■ 改正の主な内容

## 安全基準

### ① 誘導柵とハンドレールとのすき間

ハンドレール外縁から500mmの範囲において、  
誘導柵とハンドレール外縁とのすき間を  
160mm以上にする必要があります。

2024年3月以前の定期検査では、  
すき間140～200mmが判定基準となっていました。



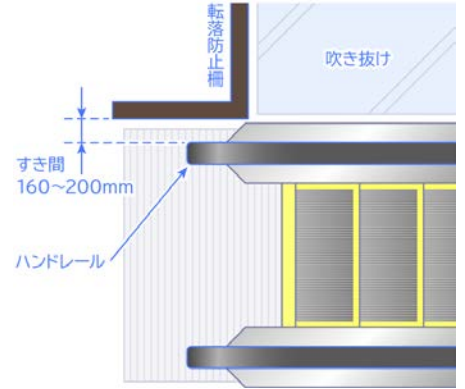
## 安全基準

### ② 転落防止柵とハンドレールとのすき間

ハンドレール外縁から500mmの範囲において、  
転落防止柵とハンドレールとのすき間を  
160～200mmにする必要があります。

2024年3月以前の定期検査では、  
すき間140～200mmが判定基準となっていました。

※ 誘導柵で十分な挟まれ防止を行っている、デッキボードが高い位置にあり  
人が入り込むすき間がない等安全上支障がない場合は、この限りではありません。  
詳細は保守会社にお問合せください。

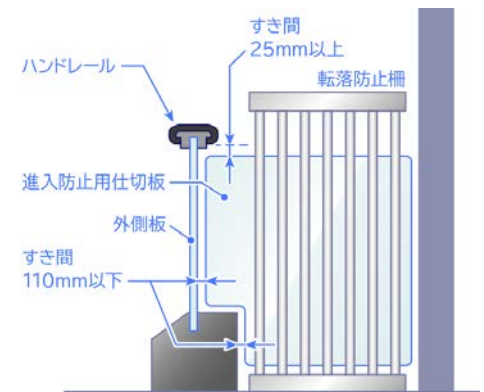


## 安全基準

### ③-a 進入防止用仕切板と外側板、 ハンドレール下面からのすき間

外側板とのすき間を110mm以下、  
ハンドレール下面からのすき間を25mm以上※にする  
必要があります。 ※③-b 登り防止用仕切り板を含む

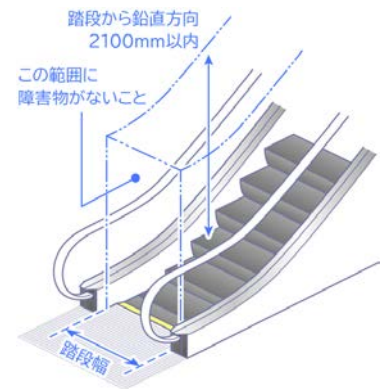
2024年3月以前の定期検査では、  
外側板とのすき間100mm以下、ハンドレール上面からの  
すき間50～150mmが判定基準となっていました。



## 安全基準

### ④ 踏段上直部の障害物の状況

踏段から鉛直方向2100mm以内に  
障害物を設けてはいけません。  
(天井、はり、広告体、照明灯、配管、仕切りの柱、  
上階のエスカレーター等)



## 設置義務

### ⑤ ハンドレール停止検出装置の設置義務化

ご利用者が転倒しないよう、左右のハンドレールのどちらかが停止したり、速度が異常に低下した場合に、  
エスカレーターの運転を自動的に停止させる装置の設置が義務付けられました。

# ■ 改正の適用について

- 今回の改正は、令和6年4月1日以降に着工したエスカレーターに適用されます。
- 令和6年3月以前に着工したエスカレーターには適用されませんが、  
これらの安全基準に満たない場合は定期検査で「要是正(既存不適格)」※の判定となります。  
詳細は保守会社にお問合せください。

※「要是正(既存不適格)」の判定：最新の法令の規定に適合していないことを示しており、遡及されるものではありません。